

令和 2 年度

県土整備行政の概要

福岡県県土整備部

県土整備部の使命

～ 大地に聴け、人に学べ ～

目指すべき福岡県の姿

- ① 日本海側の、かつ、アジアを向いた一大拠点「福岡県」
- ② 県民の希望が叶い、将来に期待が持てる「福岡県」
- ③ 誰もが住み慣れたところで長く元気に暮らせる「福岡県」

を念頭に、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指します。

県土整備部の使命

我々、県土整備部は、「目指すべき福岡県の姿」をふまえ、社会資本の整備及び管理を通して、次の事を使命とします。

- 県民の安全で安心な生活をまもります。
- 豊かで快適な生活環境をつくります。
- 活力に満ちた地域社会をささえます。

令和2年度

県土整備部の施策の推進にあたって

1. 主な施策体系

I 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出

アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する

地域間連携強化のための広域ネットワークの整備

- ・高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備
- ・基幹となる道路網の整備
- ・地域の自立促進のための道路網の整備

アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大

- ・県営港湾の整備・利用促進

魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる

地方創生のためのまちづくりと交通網の整備

- ・生活道路の整備

II 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること

災害に強いまちをつくる

防災・減災対策の推進

- ・自然災害対策の推進
- ・耐震化の推進
- ・公共施設の適切な維持管理の推進
- ・平成29年7月九州北部豪雨からの復旧・復興
- ・平成30年7月豪雨からの復旧・復興

犯罪や事故のない社会をつくる

道路交通の安全確保

- ・交通安全対策の推進

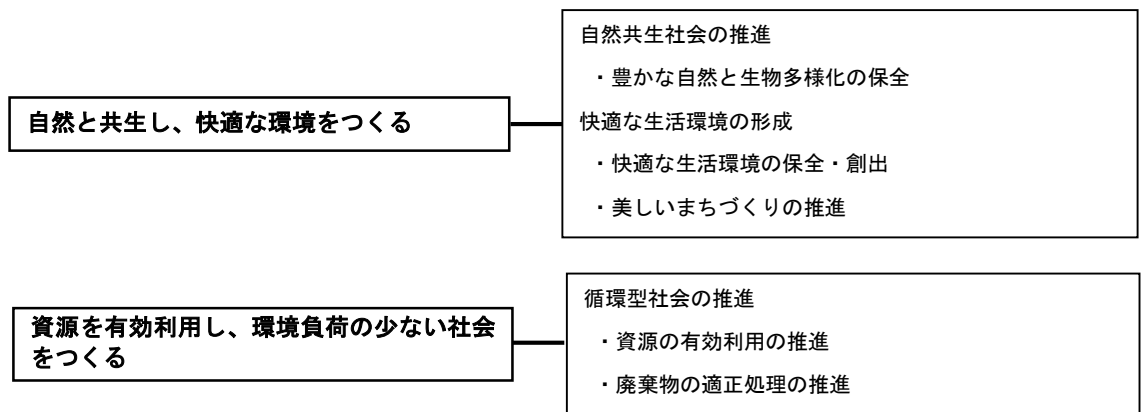
III 高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること

障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる

障がいのある人の地域生活支援

- ・福祉のまちづくりの推進

IV 環境と調和し、快適に暮らせること



2. 施策推進の考え方

県土整備部では、社会資本の適切な整備及び管理を通して、県民の安全で安心な生活をまもり、豊かで快適な生活環境をつくり、更には活力に満ちた地域社会をささえることを使命とする。

県土整備部の使命達成とスピード感ある事業執行のために、県土整備部の職員一人ひとりが以下の「施策推進にあたっての留意事項」、「施策取組の視点」及び「基本的心構え」をしっかりと認識し、県民のための施策を推進することが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めるとともに、急激な経済の後退に対応するため、県民の生命・財産の保護、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えの観点から、公共工事の実施にしっかりと取り組んでいく。

3. 施策推進にあたっての留意事項

(1) 経済再生と財政健全化の推進

経済再生と財政健全化の双方を実現するため、ストック効果の高い公共投資を適時かつ速やかに推進すること。

(2) 激甚化する気象災害等に備えるための防災・減災対策の推進

近年の激甚化する水害、土砂災害や大規模地震等に備えるため、防災・減災対策の推進に全力で取り組むこと。

なお、公共工事は地域の雇用創出や資源購入など様々な需要を誘発することも念頭に置くこと。

(3) 既存社会資本の有効活用と効果的・効率的な社会資本の整備

限られた資源を最大限に活用するため、戦略的な維持管理により既存社会資本の有効活用を図るとともに、選択と集中により効果的・効率的な社会資本整備を推進すること。

4. 施策取組の視点

(1) 県民の目線に立った施策の立案・実行

公共施設は、我々や子孫にとって、真に必要な施設でなければならない。県民の目線に立ち、県民ニーズや社会の変化に柔軟に対応していくため、地域住民、NPO等との協働による施策の立案、実行に努めること。

(2) 県民に分かりやすい積極的な広報の推進

県民の理解と協力を得て円滑な事業進捗を図るため、マスコミやホームページ、住民説明会など様々な手法を活用し、事業内容についてわかりやすく、かつ積極的な広報を行うこと。

(3) 施策の俯瞰と検証

施策の取組にあたっては、時に、対象となる物事から距離を置いて、周りの物事との関係性、事務所全体あるいは県全体における位置づけ、自らの果たすべき役割を俯瞰して見てみること。

また、施策を取り巻く周辺状況、ニーズの変化、施策の達成度を把握し、P D C Aサイクル(Plan「計画」→Do「実行」→Check「評価」→Act「改善」)を通じ、常に施策の充実、強化に努めること。

5. 基本的心構え

職員の皆さんにおかれては、職務の内外を問わず、以下に掲げる「基本的心構え」を常に認識して行動すること。

(1) 自己研鑽と能力開発

新たな技術、材料、工法等に関する研究を怠らず、関係法令に関する知識の修得や折衝能力、情報発信力等の向上を図るなど、職務遂行に必要な知識・能力の開発と向上を図ること。

(2) 効率的な業務マネジメント

限りある予算を有効活用し、最大の事業効果を上げるため、目標設定、情報共有、継続的な業務改善等、効率的な業務マネジメントに取り組み、計画的かつスピーディーな事業執行に努めること。

(3) 危機管理能力の向上

近年頻発する自然災害や日常業務の中での突然の事故等といった様々な危機に的確に対応できるよう、職員一人ひとりが危機管理に対する意識を高めるとともに、危機管理能力の向上を図ること。

(4) 公正な職務遂行と綱紀保持

ア 職員倫理条例・規則の遵守

入札や契約の相手方などの利害関係者からの贈答品の受領等、県民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むこと。

イ 飲酒運転撲滅の徹底

飲酒運転は重大な事故に繋がる危険性の高い極めて悪質な違法行為であり、自らが飲酒運転を行わないことはもちろんのこと、周囲の職員にも飲酒運転を決して行わせないよう徹底すること。

ウ その他信用失墜行為の禁止

勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること。

目 次

	頁
I 県土整備部の組織	
1 県土整備事務所管内図	1
2 令和2年度県土整備部組織図	2
3 県土整備部職員数	5
4 県土整備部危機管理基本方針	6
II 予算の概要	
1 令和2年度福岡県一般会計当初予算	7
(1) 歳入	7
(2) 歳出	7
2 令和2年度県土整備部予算	8
(1) 一般会計	8
(2) 特別会計	8
(3) 事業区分別内訳	9
(4) 財源内訳	10
3 令和2年度重点施策体系	11
III 平成30年7月豪雨について	
1 被害の特徴	13
2 被害状況	14
3 これまでの対応状況	14
(1) 災害査定	14
(2) 浸水対策	14
(3) 土砂災害対策の推進	16
(4) 災害に強い高速道路の推進	16
4 今後の本復旧対応（進捗状況）について	16
IV 平成29年7月九州北部豪雨について	
1 被害の特徴	18
2 被害状況	19
3 これまでの対応状況	20
(1) 道路啓開	20
(2) 支援協定に基づく被害調査	21
(3) 災害査定	21
(4) 組織体制の強化	21
(5) 赤谷川流域における総合的な治水・土砂災害対策の推進	21
(6) 改良復旧事業の活用推進	24
4 災害復旧事業の概要	24
5 今後の本復旧対応について	26
(1) 梅雨対策と平成30年7月豪雨による影響	26
(2) 進捗状況	27

V	公共事業の円滑な推進	29
1	県土整備行政の総合企画	31
	(1) 県土整備行政に関する企画・調査等	31
	(2) 県民参加型地域づくりの推進	31
	(3) 土木技術職員研修	31
2	担い手3法（品確法・入契法・建設業法）について	33
	(1) 平成26年6月における担い手3法改正	33
	(2) 令和元年6月における担い手3法改正	34
	(3) 担い手3法に係る県土整備部の主な取組み	34
3	公共事業評価制度	35
	(1) 公共事業の新規事業採択評価制度	35
	(2) 公共事業の再評価制度	35
4	工事の検査体制	36
	(1) 検査業務	36
5	公共事業の品質確保に向けた取組	37
	(1) 設計単価・積算基準・技術基準	37
	(2) 土木資材等の検査・試験	38
	(3) 新技術・新工法の活用促進	38
	(4) 各種施策の推進	39
	(5) 工事現場の安全確保	41
6	循環型社会の構築に向けた取組	42
	(1) 建設副産物対策	42
7	防災・減災・復旧への取組	43
	(1) 「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の運用	43
	(2) 「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等の運用	43
	(3) 県土整備部における大規模災害時の応援職員派遣について	43
VI	用地	
1	用地取得に関する事務	45
	(1) 用地の取得	45
	(2) 用地対策連絡会活動	46
	(3) 事業別用地取得実績（平成30年度）	46
2	土地収用法に関する事務	48
	(1) 事業認定制度	48
	(2) 裁決制度	48
	(3) 収用委員会	48
3	公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務	50
	(1) 同法第4条の届出に係る事務	50
	(2) 同法第5条の申出に係る事務	50
4	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る事務	50
	(1) 地域福利増進事業に係る裁定に関する事務	50
	(2) 土地収用法の特例に係る裁定に関する事務	50

Ⅶ 主要事業の概要

県土整備行政のスキーム図

第1「みち」	51
1 道路の現況	53
(1) 概要	53
(2) 整備状況	54
(3) 交通状況	57
2 道路の整備方針	59
(1) 福岡県の体系的な道路整備について	59
(2) 広域道路整備基本計画	60
3 高規格幹線道路	62
(1) 概要	62
(2) 東九州自動車道	64
(3) 西九州自動車道	65
4 地域高規格道路	66
(1) 概要	66
(2) 福岡・北九州高速道路	68
5 国道・地方道	70
(1) 国道	70
(2) 県道	72
(3) 市町村道	75
6 有料道路	76
(1) 概要	76
(2) 福岡前原道路（西九州自動車道）	77
7 道路の安全と維持管理	78
(1) 防災対策	78
(2) 交通安全対策	80
(3) 道路の維持補修	84
(4) 道路施設の効率的な維持管理（アセットマネジメント）	85
(5) 「福岡県道路メンテナンス会議」について	86
(6) 道路の管理	87
(7) さわやか道路美化促進事業	87
8 都市内道路（街路事業）の整備（参考資料：建築都市部所管事業）	88
(1) 概要	88
(2) 街路事業	88
(3) 土地区画整理事業	90
(4) 市街地再開発事業	91
第2「みず」	92
1 河川	94
(1) 概要	94
(2) 河川整備の基本理念及び方針・具体的事業	97
(3) 河川法の変遷と改正河川法	98
(4) 今後の河川行政の方向性	100
(5) 大規模氾濫減災協議会	100

2	河川事業の目的	101
	(1) ハード対策（河川改修事業等）	101
	(2) ソフト対策	102
	(3) 河川の環境整備と維持保全	104
	(4) 河川の管理（水利権、施設の管理）	104
3	河川事業の概要	105
	(1) 災害に強い川づくり	105
	(2) 自然環境を守り、快適な生活環境を形成する川づくり	113
	(3) 令和2年度事業（当初）と事業対象箇所	114
4	河川の管理	115
	(1) 河川管理の目的	115
	(2) 河川管理の内容	115
	(3) 河川区域	115
5	水防活動	116
6	河川愛護意識の普及（クリーンリバー推進事業）	117
	(1) 河川愛護活動への支援	117
	(2) 河川愛護月間事業	118
	(3) 川のネットワーク推進事業	119
7	ダムの概要	121
	(1) 県営ダムの概要	121
	(2) 試験湛水中ダムの紹介	123
	(3) ダムのはたらき	125
8	砂防管理及び関係事業	128
	(1) ハード対策事業	129
	(2) ソフト対策事業	137
9	水資源の開発と保全	139
	(1) 水資源開発の促進	139
	(2) 水源地域対策の促進	141
	(3) 多様な水資源開発等	143
10	水道の整備	146
	(1) 業務の概要	146
	(2) 福岡県の水道の現状	148
11	下水道の整備（参考資料：建築都市部所管事業）	150
	(1) 流域下水道とは	150
	(2) 福岡県の流域下水道	150
第3	「うみ」と「みなと」	152
1	海岸	152
	(1) 概要	152
	(2) 海岸の現況	153
	(3) 海岸整備の基本理念及び方針・具体的事業	154
	(4) 海岸の整備計画	154
	(5) 海岸の事業概要	155
	(6) 津波・高潮対策（ソフト対策）	157
	(7) 海岸の管理	158
	(8) 砂利採取許認可業務	158

2	みなと	159
	(1) 港湾の役割	159
	(2) 福岡県の港湾	159
	(3) 県内重要港湾の現況	162
	(4) 港湾整備の基本理念及び方針・具体的事業	164
	(5) 港湾の整備計画	164
	(6) 港湾の管理	164
VIII 県土整備部関係の公社等		
1	福岡県道路公社	166
2	福岡北九州高速道路公社	167
3	(公財)福岡県建設技術情報センター	168
IX 資料		
1	総合交通政策の推進(「福岡県交通ビジョン2017」)※参考資料	170
2	福岡県水道ビジョンの概要※参考資料	174
3	県土整備部事務分掌	175
	(1) 本庁	175
	(2) 出先機関	180
4	県土整備部出先機関の所在等	185
5	附属機関等	187
	(1) 行政委員会	187
	(2) 附属機関	187
	(3) 公社等	187
6	令和2年度県土整備部主要行事	188